

## 条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十四号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の四号を加える。

- 十一 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。
  - 十二 店舗型有害役務営業 店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（風適法第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
    - イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
    - ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業
    - ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業
    - ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものうち、次のいずれかに該当するもの
      - (1) 客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの
      - (2) 青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの
      - (3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
  - 十三 無店舗型有害役務営業 人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
  - 十四 有害役務営業者 有害役務営業を営む者をいう。
- 第四条中「国」の下に、「他の都道府県」を加える。
- 第十七条の三の次に次の五条を加える。
- （有害役務営業者の禁止行為）

第十七条の四 店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 受付所（第三条第十二号イからハまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。

三 青少年を客とすること。

（有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止）

第十七条の五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物（第六号において「宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- 四 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- 五 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- 六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

（有害役務営業に係る青少年の立入禁止表示等）

第十七条の六 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所
- 二 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所

2 有害役務営業者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならぬ。

- 一 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁止する旨

- 二 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨

（有害役務営業に係る従業者名簿）

第十七条の七 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業 事務所（事務所のない者にあつては、住所。第二十六条第一項第六号において「事務所」という。）

（有害役務営業者に対する命令）

第十七条の八 知事は、有害役務営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該有害役務営業に関し第十七条の四から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務営業者が、前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。第十九条の二の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第十九条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。）その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。）の提供を求めてはならない。

第二十一条の四第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）」を削る。

第二十三条の二中「若しくは第十七条第一項」を、「第十七条第一項若しくは第十七条の八第一項」に改める。

第二十五条第一項第三号中「第十一条の二第二項」を「第三条第十二号ニ(1)から(3)まで、第十一条の二第二項」に改め、同項第四号中「又は第十七条第一項」を「

第十七条第一項又は第十七条の八第一項若しくは第二項」に改める。

第二十六条第一項中「質問させる」を「質問させ、若しくは資料を提出させる」に改め、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 店舗型有害役務営業の営業所

六 無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所（客の依頼を受けて派遣される第三条第十二号イからハマまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。）

第二十八条中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十八条の二を第二十八条の四とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 第十七条の八第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第十七条の四第一項又は第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一号中「第十七条の三第一項」の下に「、第十七条の五（第三号に係る部分を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の三の規定に違反して、次に掲げる行為を行った者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十条第三号中「第十六条第三項」の下に「、第十七条の六」を加え、同条第四号を削る。

第三十一条中「第十七条の二」の下に「、第十七条の四第一項若しくは第二項（第

一号又は第二号に係る部分に限る。)、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。))を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定、第二十一条の四第一項の改正規定及び第二十九条に一号を加える改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。

2 改正後の第三条第十二号ニ(1)から(3)までの規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。